平成２４年（フ）第２６９９号
横浜市磯子区洋光台２丁目３番12―103号
債務者　入倉　直美
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７００号
横浜市港南区日野中央３丁目21番25―101号
債務者　入倉　文代
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７１４号
横浜市南区宿町２丁目44番地５　蒔田パークハイツ403
債務者　廣岡　裕二
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１５号
石川県小松市福乃宮町２丁目133番地　エクセレント福乃宮302号、従前の住所石川県小松市今江町９丁目447番地
債務者　谷川　清継
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月14日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１１６号
石川県小松市福乃宮町２丁目133番地　エクセレント福乃宮302号、従前の住所石川県小松市今江町９丁目447番地
債務者　谷川まさみ
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月14日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第７５１号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目1028番地　宝木市営住宅48号棟2485号室、前住所栃木県宇都宮市鶴田町617番地２　メゾンドパレス301
債務者　大久保　薫（旧姓青野）
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１５０号
栃木県小山市西城南１丁目33番地４　ユーミーＳＡＫＵＪ101号
債務者　鈴木夕紀江
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第６６０号
川崎市幸区戸手２丁目２番９号　幸寮301
債務者　阿部　好隆
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５６０８号
埼玉県八潮市大字中馬場17―６
債務者　鈴木　　努
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５６１１号
東京都葛飾区東新小岩７丁目32―10―204
債務者　宮本　梨香
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７０９号
東京都葛飾区鎌倉２丁目31―14
債務者　岸　　俊幸
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７１１号
東京都板橋区小豆沢３丁目７―30―910
債務者　小泉　宏美（旧姓柴崎）
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７２７号
東京都葛飾区金町３丁目45―８　エバーリビングイン金町ＳＰＩ206
債務者　澤田　尚子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７６２号
東京都杉並区和泉４丁目３―６―101
債務者　末武　　進
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７６４号
東京都品川区東品川３丁目32―42―604
債務者　杉山　杏子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７６５号
東京都昭島市拝島町３丁目10―４―804
債務者　高橋あさ子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部